



一般社団・財団法人法に基づく機関（評議員会、会計監査人、代表理事等）の設置や定款の変更は、新制度施行後すぐに行う必要があるのでしょうか。早く設置・定款変更するほうが、公益社団法人・公益財団法人への移行には有利なのでしょうか。

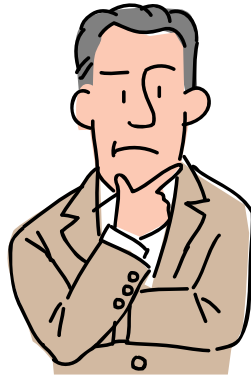


現在設置している評議員会等を一般社団・財団法人法に基づく評議員会等として位置付けし直すための定款の変更など、一般社団・財団法人法に対応した機関設置・定款変更は、

準備ができ次第、所管官庁の認可を得て定款変更するか、

新制度の法人（公益社団法人、一般社団法人等）への移行を申請する際に定款の変更の案として提出するか、

のいずれかによって行えばよいこととなっています。このように、どのようなタイミングで新しい機関に切り替えるかは、各法人ごとの実情等を踏まえた判断に委ねられますが、遅くとも、移行を申請する際には新機関への切り替えを法人として意思決定しておく必要があります。新機関の設置の時期が早いか遅いかによって、公益社団法人・公益財団法人への移行の認定の審査において有利・不利になるということはありません。



新制度の「公益目的事業」とはどのようなもののでしょうか。現在、当法人が行っている公益事業は、そのまま公益目的事業と認められるのでしょうか。



新制度の「公益目的事業」は、公益法人認定法の別表（18ページ参照）に掲げる種類の事業であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものをいいます。一つの事業が複数の種類の事業に該当することもあり得ます。「不特定かつ多数の者の利益」といえるためには、その事業により提供される財・サービス等の直接の受益者が特定の範囲の者に限られず、かつ、受益者の数が多くなければなりません。たとえば、まだ数人の患者しか発見されていない難病の研究を行う事業のように、直接の受益者の範囲が限られていたとしても公益目的事業と認めることが適当と考えられる事業もあり得ます。

現在公益事業として行っている事業が公益目的事業と認められるか否かについては、実際の公益認定の際に、民間有識者からなる国及び都道府県の合議制の機関において、個々の事業に関する具体的な事実関係に即して、一つ一つ丁寧に議論を尽くして検討されることとなります。

なお、公益法人認定法の別表に掲げる事業のいずれかに該当し、かつ、不特定多数の者の利益の増進に寄与する事業であれば、税務署に届け出ている「収益事業」であっても、公益目的事業であると認められます。